

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画審査要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画（以下「災害時事業継続計画」という。）を審査する際の必要事項を定めることを目的とする。なお、災害時事業継続計画の審査の対象は事業継続計画又は認定証の写しを添付し申請されたものをいう。

(用語の定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「事業継続計画」とは、「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画の作成例」に基づき作成された計画をいう。
- (2) 「認定証」とは、国土交通省中部地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力」の認定を証明する書類をいう。
- (3) 「審査」とは、申請された災害時事業継続計画について、本審査要領に適合しているか否かについて決定することをいう。
- (4) 「申請書」とは、「ふじのくに電子申請サービス」により申請する際に作成されるものをいう。
- (5) 「適合」とは、審査の結果、災害時事業継続計画が本審査要領に合致し、総合評価落札方式の評価対象となるものをいう。
- (6) 「不適合」とは、審査の結果、災害時事業継続計画が本審査要領に合致していないものをいう。

(審査の対象者)

第3条 災害時事業継続計画の審査の対象者は、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種が「土木一式工事」の建設業者とする。

(申請方法及び受付)

第4条 災害時事業継続計画の審査及び申請の受付窓口は、静岡県建設技術監理センターとする。

- 2 申請は、「ふじのくに電子申請サービス」により、申請書に事業継続計画又は認定証の写しを添付することによって行うものとする。
- 3 申請は、「ふじのくに電子申請サービス」による電子申請のみ受け付けるものとする。

(審査方法)

第5条 静岡県建設技術監理センターにおける審査方法は次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請された事業継続計画が適正に記載されているかを審査する。
- (2) 申請された認定証の認定期間について審査をする。

(適合の通知)

第6条 適合の通知は、「ふじのくに電子申請サービス」により行う。

2 適合の通知の有効期間は、適合の有効期間の初日から通知された年度の次年度5月31日までとする。ただし、認定証の認定期間が申請年度の次年度5月31日時点で有効でない場合は、認定期間までを有効期間とする。

(不適合の通知)

第7条 不適合の通知は、「ふじのくに電子申請サービス」により行う。

(適合の取消し)

第8条 適合を受けた建設業者が以下の事項に該当する場合は適合を取り消した後に、その旨を通知する。

- (1) 適合の通知後、虚偽の記載等の悪質な行為が判明した場合
- (2) 適合の通知を受けている建設業者が合併した場合
- (3) 適合の通知を受けている建設業者が土木一式工事に該当する事業を譲渡した場合
- (4) その他申請者の故意又は過失により適合の取消しが必要と認められる場合

(適合の失効)

第9条 適合した災害時事業継続計画は第6条の2で定める有効期間をもって失効する。

2 静岡県建設工事競争入札参加資格を失った場合、適合した災害時事業継続計画は失効する。

(合併又は事業譲渡等)

第10条 適合を受けた建設業者を、合併又は事業譲渡等による継承をした場合、建設業者は改めて適合を受けようとする災害時事業継続計画を申請するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。